

1. 件名：日本原燃株式会社再処理事業所における法令報告事象に対する是正活動の現地確認に係る面談（2）

2. 日時：令和5年1月13日（金）10時30分～11時30分

3. 場所：日本原燃株式会社再処理事業所
再処理事務所別館A棟2階 原子力規制検査対応室

4. 出席者

原子力規制庁

庁幹部

森下審議官

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

伊藤（信）総括補佐、木村管理官補佐

検査監督総括課

山田係長

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部地域原子力規制総括調整官

六ヶ所原子力規制事務所

皆川所長、山神原子力運転検査官、成谷原子力運転検査官、

杉山原子力運転検査官

日本原燃株式会社

再処理工場 工場長 他 14 名

5. 要旨

令和4年7月2日に発生した日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）再処理事業所における法令報告事象（高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失）に対する是正活動の現地確認後に、原燃と以下のとおり意見交換を行った。

（1）原子力規制庁より、事業者が今回の是正活動について定期的な評価を行いその実効性や現場の負担などを再精査し、必要に応じてより適切で合理的な内容に見直すことの重要性について発言し、原燃からも同様の考えである旨の回答があった。

（2）原子力規制庁より、再処理施設の法令報告の改善について検討していることに触れ、今回の法令報告事象に限らず、気づき等があれば提示するよ

う求めた。

- (3) 原子力規制庁よりガラス固化の技術について質問し、原燃より、過去に行ったアクティブ試験、原燃と日本原子力研究開発機構における施設の比較、日本原子力研究開発機構と知見を共有していること等について説明があった。
- (4) 原燃より、使用前事業者検査を合理的に進めていく上で、記録確認などのやり方や他の課題等について今後調整していきたい旨の話があり、原子力規制庁から、透明性のルールの下、事業者からの相談に対しオープンであること、検査の課題等について早め早めに情報提供して欲しい旨発言した。
- (5) 原燃より、最近発生した労災については、過密な工事工程に起因するものではなく、現場作業員の経験不足に寄るところが大きいと判断している旨の説明を受けた。その上で、経験の浅い作業員に対する適切な教育、作業ルールの明確化、現場確認の徹底などの対応を実施し、継続して見直しをしていく旨の説明を受けた。